

# 花道プロジェクト規約

## 第1条（名称）

この団体は 花道プロジェクト（以下「当該プロジェクト」）とする。

## 第2条（所在地）

この団体を次の住所に置く。広島県福山市東深津町 3-22-2（株）ヤノ食品内

## 第3条（設置）

この規約は、当該プロジェクトの設置及び運営に関して必要な事項を定める。

## 第4条（目的）

岩手県上閉伊郡大槌町の災害復興活動を目的とした募金活動を行う。  
募金箱設置団体・店舗に集まった寄付金は当該プロジェクトへ寄託する。

## 第5条（事務局）

当該プロジェクトの事務局を（株）ヤノ食品内に置き、代表を矢野アキ子とする。

## 第6条（運営）

当該プロジェクトの運営はこの目的に賛同する個人・団体をもって構成する。

## 第7条（寄付金の管理）

寄付金は当該プロジェクト事務局が管理し、その出納は代表が行う。

## 第8条（寄付金の使途）

寄付金は第4条の目的を達成するため、次の費用に充てるものとする。

- (1) 大槌町へ桜の苗木を植樹するための費用
- (2) 屋外バスケットコート敷設のための費用
- (3) 町内の公園へバスケットリングを設置するための費用

## 第9条（報告）

事務局は説明責任を果たすため、寄付金の寄託を完了後、報告書を作成し募金への協力者をはじめとする多くの人に活動の経過を知らせる。

## 第10条（設立）

当該プロジェクトの設立年月日は 2011 年 11 月 13 日とする。

## 第11条（その他）

この規約に定めるもののほか、必要な事項は当該プロジェクトメンバーおよび事務局で協議し別に定める。